



島根県報

平成19年11月27日(火)
号外第128号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

(都市計画課)

公布された条例等のあらまし

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則(規則第98号)

1 規則の概要

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整備

2 施行期日

平成19年11月30日から施行することとした。

規 則

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第98号

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

島根県都市計画法施行細則(昭和46年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第10条(見出しを含む。)中「第8条第3号」を「第7条第3号」に改める。

第13条第1項中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

「2 財務諸表(過去1箇年)

様式第8号中「2 財務諸表(過去1箇年)」を
3 法人の全部事項証明書又は住民票
4 事業経歴書
5 その他()」に改める。

様式第9号中「2 財務諸表(過去1箇年) 3 工事経歴書」を

「2 財務諸表(過去1箇年) 3 工事経歴書
4 法人の全部事項証明書又は住民票 5 建設業許可証明書」に改める。
6 その他()」

様式第10号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

様式第11号の2及び様式第11号の3中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

様式第12号から様式第14号までの様式中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

様式第15号中「(第18条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

様式第16号中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成12年島根県規則第12号)の一部を次のように改正する。

本則の表第8号中「第17条第1項第4号」を「第16条第1項第4号」に、「第15条第2項又は第19条第3号」を「第14条第2項又は第18条第3号」に、「第18条」を「第17条」に改める。